

かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画（令和4年度～令和13年度） 事業評価シート（令和4年度）

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(1) 男性の育児・介護参画の支援	1	育児休業・介護休業制度の取得に向けた啓発	町民へ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性、育児、介護休業制度に関する情報を提供し、取得に向けた啓発を行います。	・事業所における男女共同参画を推進するため、関係機関等と連携し、制度に関する情報提供、普及啓発を促進する。	広報・町史編さん課 産業建設課 子育て健康課
			2	男性の育児・介護参画の促進	従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の普及を図るとともに、男女共同参画を推進する関係団体と連携し、参画のための学習機会を提供します。	・関係団体（アイリスあさひ）と連携し、男性の保護者（主にお父さん）と子どもを対象とした料理教室（ばぱっとランチ）を開催する。料理教室では、調理実習及びワークショップを行い、男女共同参画意識の向上を図る。また、内容の充実や休日開催するなど参加しやすい環境づくりに努める。	広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(2) 多様なニーズに対応した子育て支援の充実	3	多様な保育サービスの提供	あさひ園において、乳児保育、延長保育、障がい児保育等の多様な保育サービスを提供します。 近隣市町と広域で病児保育の体制拡充に努めます。	・今後も継続して乳児保育等のサービスに努める。 ・利用できる病児保育についてのサービスや補助金の案内等の情報提供を行う。	あさひ園 子育て健康課
			4	子どもの居場所づくりの推進	保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもたちの健全な育成を図るため、放課後児童クラブ、児童館、放課後子ども教室等の子どもたちの居場所づくりを推進します。	・放課後児童クラブについて、関係機関と連携をとりながら、情報提供や利用できる環境整備を図る。 ・放課後子ども教室について、1教室の定員を12名から20名に変更し、対象の学年を1年生から1・2年生に拡大して開催する。教室内容も男女ともに参加できる内容で開催する。	子育て健康課 生涯学習課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			5	地域ぐるみの子育て環境整備の推進	家庭における子育ての不安や悩みの解消を図るため、育児相談、子育て支援センターを活用した子育て家庭の交流の場の提供など、地域ぐるみの子育て環境の整備などを推進します。	・子育て支援センターについて、子育て支援の場として活動を継続する。また、子育て健康課等の関係機関との情報共有を図る。 ・育児相談について、母親だけでなく父親の参加も推進し、家族での子育てをサポートする。 ・各子育て支援事業においても、スタッフによる子育て相談の実施や子育て家庭の交流の場の提供等を行っていく。	あさひ園 子育て健康課
			6	ファミリー・サポート・センターへの委託事業	ファミリー・サポート・センターに関する制度の周知を図り会員拡大に努めるとともに、育児サポートを実施します。	・あさひ園等の関係機関と連携をとりながら、制度に関する情報提供、会員増の啓発を行う。	子育て健康課
			7	福祉医療費助成	中学校修了前までの子どもに医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	・医療機関等の関係機関と連携をとりながら、制度に関する情報提供の啓発を行う。	子育て健康課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(3) 介護を支援する環境の整備	8	介護に関する理解促進	介護の負担が女性に偏らないように、家族相互の理解や参画が高まるよう啓発を行います。	・介護保険制度の周知啓発とともに介護の負担の偏りが起こらないよう啓発を行う。	保険福祉課
			9	介護者支援の充実	誰もが介護に携わることができるように、朝日町地域包括支援センター等と連携して介護に関する制度の周知や相談・支援体制を整備し、介護者支援の充実を図ります。	・高齢者に関する総合相談場所として地域包括支援センターの周知を引き続き実施する。	保険福祉課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できる環境の整備	(4) 事業所などに対する啓発	10	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発	育児・介護休業の制度利用促進、労働時間短縮やフレックスタイム制等の多様な働き方の実施に向けて、朝明商工会等の関係機関と連携しながら、事業所などに普及啓発を促進します。	・朝明商工会等の関係機関と連携し、チラシの設置やポスターの掲示を行う。	広報・町史編さん課 産業建設課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			11	町における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の推進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方の普及啓発のため、町が率先して、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等に取り組みます。	・毎週水曜日のノー残業デーの徹底、プラスワン休暇等による有給休暇の取得の促進に努める。	総務課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	2 政策・方針等決定過程への男女共同参画の推進	(1) 審議会等への女性の登用の推進	12	女性委員登用の拡大	朝日町まちづくり条例に基づき、審議会等への女性の参画をめざします。また、女性が参画しやすい環境づくりに努めます。さらに、女性委員の登用率を年1回調査します。	・審議会等への女性参画ができるよう委員の選任方法の検討や、女性が参画しやすい環境づくりに努め、女性委員の登用率の拡大を図る。 ・継続して登用率の調査を実施し、女性委員の参画を促進する。	全課 広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	2 政策・方針等決定過程への男女共同参画の推進	(2) 町における管理職への女性の積極的登用	13	管理職への登用	平等取扱等の原則と成績主義の原則に留意しつつ、女性職員の管理職への積極的な登用を図ります。	・諸原則に留意しつつ、様々な要件を考慮し女性職員の管理職等への登用にに向けた環境づくりに努める。	総務課
			14	人材育成等の推進	性別に関わらず、個人の個性と能力を十分に発揮できる人材を育成・活用するため、朝日町人材育成基本方針に基づき研修内容の充実と参加促進に努めるとともに、幅広い分野の職務を経験できるような人員配置に努めます。	・朝日町人材育成基本方針に基づき、計画的な研修派遣に努めるとともに、各職場内研修、全体研修も実施し、職員の意識改革に努める。	総務課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	3 雇用等における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）	(1) 就労の場における男女共同参画の促進	15	労働環境の整備	労働局等の関係機関と連携して労働安全衛生等の労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進を啓発します。	・労働局等の関係機関と連携し、チラシの配置やポスターの掲示など周知啓発に努める。	産業建設課
			16	女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援	労働局等の関係機関と連携して女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。	・労働局等の関係機関と連携し、チラシの配置やポスターの掲示など周知啓発に努める。	産業建設課 広報・町史編さん課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			17	多様な働き方の推進	県等の関係機関と連携して事業所へICT等の技術活用や、テレワーク等の多様な働き方ができるよう情報提供を行います。	・県等の関係機関と連携し、情報収集を行う。また、チラシの配置やポスターの掲示など周知啓発に努める。	産業建設課
			18	女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定の啓発	女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定が進むよう、労働局等の関係機関と連携して啓発を図ります。	・労働局等の関係機関と連携し、一般事業主行動計画について周知啓発に努める。 ・県が実施する策定支援のためのアドバイザー派遣事業をホームページにて周知する。	産業建設課 広報・町史編さん課
			19	女性活躍推進法における市町村推進計画の策定及び推進	男女共同参画基本計画に女性活躍推進法における市町村推進計画の内容を盛り込み、計画を推進します。	・令和3年度に策定した「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に位置づけ、計画の評価検証を行い、結果をホームページに掲載する。また、男女共同参画推進委員会において進捗状況を共有し、計画を着実に推進する。	広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	3 雇用等における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）	(2) 女性の再就職・起業の支援	20	女性の再就職支援	ハローワーク等の関係機関と連携して結婚や出産、育児などの理由で離職した女性が再び働くことができるような支援に努めます。	・ハローワーク等の関係機関と連携し、支援に努める。 ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で、主に女性を対象に「働く人のトータルマナー講座」を実施する。	産業建設課 広報・町史編さん課
			21	女性の起業支援	起業を考えている女性に対して、朝明商工会等の関係機関と連携して、相談窓口の設置やセミナー開催（女性創業応援塾）による支援を行うほか、必要な情報提供を行います。	・商工会等の関係機関と連携し、セミナー開催支援に努めるほか、必要な情報提供を行う。	産業建設課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	3 雇用等における女性活躍の推進（女性活躍推進計画）	（3）職場におけるハラスメントの防止	22	多様なハラスメントの防止対策の推進	セクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護等などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を行うとともに、相談窓口の周知を行います。	・認識を高める啓発を行うとともに、広報紙の掲載やポスターの掲示、チラシの配置などによる相談窓口の周知を行うなど、啓発活動を行う。	産業建設課 広報・町史編さん課 子育て健康課
			23	町における多様なハラスメントの防止対策の推進	町においては、ハラスメントのない良好な勤務環境を確保するため、ハラスメント防止に関する研修会や、職員を対象にアンケート調査を実施します。また、内部・外部の相談窓口の周知を行います。	・年2回のハラスメントアンケートの実施、安全衛生委員会における相談窓口の周知等に努める。また、管理職等を対象にハラスメント研修を実施する。	総務課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	4 地域活動・社会活動における男女共同参画の推進	（1）地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進と支援	24	地域活動・社会活動団体における男女共同参画の推進	自治区活動、地域活動・社会活動団体、PTAや子ども会等に、性別に関わらず参画できるよう意識啓発に努めるとともに、性別に捉われず責任ある立場を担う意識づくりを推進します。	・地域活動・社会活動団体に男女共同参画の視点が取り入れられるよう、情報発信に努める。 ・多様な考え方、意見を町内活動に取り入れられるよう町の取組事業の周知等を行う。 ・児童生徒の発達段階に応じた、性による固定観念や、性的役割等に係る学習を推進する。 ・朝日町子ども会育成者連絡協議会と連携し年齢性別問わず子どもたちが参加できる事業を検討する。 ・ボランティア団体等の活動において、誰もが積極的に参画できるよう、情報提供や取組の支援を進める。	広報・町史編さん課 総務課 教育課 生涯学習課 保険福祉課
			25	男女共同参画の実現をめざした町民活動への支援	男女共同参画を推進する関係団体の活動を支援します。また、他の町民活動団体との交流を支援します。	・男女共同参画推進補助金を交付し、関係団体（アイリスあさひ）の活動を支援する。	広報・町史編さん課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			26	女性リーダーの育成に向けた町内外研修の実施	あらゆる分野で女性が活躍できるよう、団体が行う研修活動を支援するなど、人材の育成に努めます。また、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催される、働く場における女性リーダーの育成を目的にした講座の情報提供を行います。	・関係団体（アイリスあさひ）については引き続き支援するとともに、情報提供に努める。	広報・町史編さん課
I 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり	4 地域活動・社会活動における男女共同参画の推進	(2) 多様な人々の視点による防災・減災活動の推進	27	地域防災体制への男女共同参画の推進	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、防災関連計画等への男女共同参画の視点を反映させます。また、消防団及び自主防災組織への女性参加を促進します。	・男女共同参画の視点を反映させた防災関連計画等の見直しに努める。また、自主防災組織への女性参加がしやすい環境づくりに努める。	防災保全課
			28	多様な人々の視点による防災・減災活動	避難所運営、被災者支援等において、女性をはじめ多様な人々の視点に配慮された防災・減災活動を推進します。	・災害時に女性をはじめ多様な人々の視点に配慮された防災・減災活動ができるよう、避難所運営、被災者支援等における訓練実施や防災関連計画等の見直しに努める。	防災保全課
II 男女共同参画に向けた意識改革の推進	5 男女共同参画に関する理解の促進	(1) 男女共同参画に関する広報、啓発の充実	29	広報紙、ホームページ等による周知・啓発	広報紙やホームページ等で男女共同参画及び人権に関する周知・啓発を行います。	・男女共同参画強化週間（6月23日～6月29日）などに合わせ、計画的に広報紙やホームページにて掲載する。	広報・町史編さん課
			30	男女共同参画意識推進事業による啓発	男女共同参画を推進する関係団体との連携により、講演会、映画祭、親子料理教室等を開催し、男女共同参画についての啓発を行います。	・料理教室（ばぱっとランチ）や講演会など4事業を開催する。（男女共同参画連携映画祭は、会場の都合により実施を見送った。）	広報・町史編さん課
			31	人権講演会の開催	男女共同参画の実現及び人権意識を高めるため、人権講演会などの機会を活用した町民への啓発を行います。	・人権講演会については新型コロナウイルス感染症の動向により左右されるため、町民向け人権啓発番組を作成し、放送を行う予定としている。（テーマは未定）	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			32	男女共同参画意識調査の実施	男女共同参画に関する意識の浸透及び実情を把握・分析するため、町民の意識調査を実施します。	・アイリスあさひと協働で実施する事業ごとのアンケート調査を行い、町民の意識調査に努める。	広報・町史編さん課
Ⅱ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	6 男女共同参画に向けた教育の推進	(1) 学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	33	あさひ園、学校等における男女共同参画に向けた教育の推進	園、学校、家庭及び地域における男女の相互協力や男女の対等な社会参画、多様な性的指向・性自認について理解促進を図るとともに、人権意識が高い思いやりのある園児、児童生徒を育成します。また、園児、児童生徒、一人ひとりをもつ個性や能力を発揮できる教育を推進します。	・あさひ園において、人権意識の高い思いやりのある園児の育成に向けて、今後も継続して保育活動に取り組んでいく。 ・小中学校において、発達段階に応じた、人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成する。	あさひ園教育課
			34	男女共同参画の視点に立った進路指導	進路指導にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、本人が自分の適性や将来設計に基づいて主体的に進路を選択できるよう、幅広い情報収集・情報提供を行います。	・中学校において、キャリア教育の中に進路指導を位置づけ、各学年において男女平等の視点での進路指導を促進する。小学校についても男女平等の視点による進路指導の取り組みを促進する。	教育課
			35	男女共同参画の視点に立った情報教育の推進	発達段階に応じた情報モラルやマナーに関する指導の充実を図ります。	・小中学校において、道徳や総合的な学習の時間で行っている、発達段階に応じた情報モラルやマナーに関する指導の充実を図る。	教育課
			36	人権に関する教育	命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動を通して、人権教育を充実します。	・小中学校において、発達段階に応じた、人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成する。	教育課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			37	教職員等を対象とした研修の充実	教職員及び保育士に対して、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修機会の提供と内容の充実に努めます。	・朝日町教職員研修会等において、講師を招いた講演会等を実施する。 ・近隣市町の研修の情報収集を行い、広く参加を呼び掛けていく。	教育課 あさひ園
Ⅱ 男女共同参画に向けた意識改革の推進	6 男女共同参画に向けた教育の推進	(2) 生涯を通じた学習機会の充実	38	生涯学習の推進	性別に関わらず、町民一人ひとりが生涯にわたり、あらゆる世代がライフステージに応じた学習プログラムに参加できるよう、特色ある講座、教室の開催及び町民主体による講座の企画・運営の促進に努めます。また、講演会等の開催により学習機会を提供する際には、開催日時への配慮や託児サービスを用意するなど、性別に関わらず誰もが参加しやすい条件となるよう開催します。	・年齢問わず、男女が参加しやすい新規教室の開講を進めていく。そのため講師登録制度については引き続き活用していく。また広報等を活用し継続的に新規会員の募集を行なっていく。 ・関係団体（アイリスあさひ）と協働で、親子料理教室や講演会など4事業を実施する。また、内容の充実や対象者に合わせた開催日時にするなど、参加しやすい環境づくりに努める。	生涯学習課 広報・町史編さん課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	(1) DV・ハラスメント・児童虐待等の防止・啓発の推進	39	朝日町配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の策定	「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画」の内容を盛り込み、計画を推進します。	・令和3年度に策定した「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」に位置づけ、計画の評価検証を行い、結果をホームページに掲載する。また、男女共同参画推進委員会において、進捗状況を共有し、計画を着実に推進する。	子育て健康課
			40	広報紙、パンフレット等による啓発	配偶者、パートナー、恋人からの暴力、ハラスメントを許さない社会づくりのため、広報紙、パンフレット等を通して町民、事業所へ啓発を行います。	・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）について広報紙への掲載や、チラシの配置、ポスターの掲示等にて啓発を行う。	広報・町史編さん課 子育て健康課 産業建設課
			41	関係機関との連携強化	被害者を早期発見や早期保護できるよう警察などの関係機関との連携を強化します。	・警察や配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）、北勢福祉事務所等の関係機関と定期的に会議を開催して対応を協議し、連携を強化する。	子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			36 (再掲)	人権に関する教育 (再掲)	命の尊さ、互いの性を尊重する人権意識が高く思いやりのある児童生徒を育成するため、学校での教育活動を通して、人権教育を充実します。	・小中学校において、発達段階に応じた、人権教育がなされるよう、中学校区人権教育推進計画及び人権教育カリキュラムを作成する。	教育課
			42	児童虐待の未然防止の推進	児童虐待の早期発見、早期対応のため、学校や地域、関係機関と連携を強化するとともに、子ども家庭総合支援拠点を設置し、訪問援助や相談体制の充実を図ります。	・学校や地域、関係機関と定期的に、要保護児童及びDV対策地域協議会の会議を開催して対応を協議し、連携の強化、支援体制を整える。 ・必要時には随時ケース会議を開催する等、関係機関との連携を図る。	子育て健康課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	(2) 安心して相談できる体制の整備	43	相談窓口の周知	被害者が早期に相談できるよう広報紙やホームページ等を活用して、相談・支援先の周知・啓発に努めます。	・令和3年度に策定した「かがやくあさひ 第2次男女共同参画基本計画」の概要版の裏面に相談先を掲載し、5月に全戸配布をする。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間（11月12日～11月25日）について広報紙への掲載や、チラシ・パンフレットの配置、ポスター掲示等で相談・支援先の周知・啓発を行う。	広報・町史編さん課 子育て健康課
			44	相談体制の充実	DV防止法により被害者に対して各種の保護を行う中心的役割を担うとされている配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所等の関係機関との連携強化を図り相談体制の充実を図ります。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所等の関係機関と連携を図り、随時協議を行い相談支援の充実・強化を図る。	広報・町史編さん課 子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	7 あらゆる暴力の根絶（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画）	（3）被害者等の支援体制の充実	45	被害者等の支援に向けた関係機関との連携	被害者等の抱えるさまざまな問題に対し、切れ目のない支援を行うため、朝日町犯罪被害者等支援条例などに基づき関係機関と連携を密にし、支援体制の整備に取り組みます。	・配偶者暴力相談支援センター（女性相談所）や北勢福祉事務所等の関係機関との連携を図り、支援体制の整備を行う。 ・朝日町犯罪被害者等支援条例に基づき、県や警察と連携し、犯罪被害者に必要な支援金の給付を行う。	子育て健康課 総務課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	8 生涯を通じた健康支援	（1）ライフステージに応じた健康づくりの推進	46	疾病予防や重症化対策の推進	疾病予防や生活習慣病重症化予防のため知識の普及・啓発を行い、各種健康診査やがん検診を奨励します。また、各種健康診査やがん検診の結果に応じた保健指導の実施や適切な受療の勧奨等に取り組みます。	・疾病予防や生活習慣病重症化予防に関するチラシやポスター、広報を活用して、知識の普及・啓発を行う。 ・チラシや広報を活用した、各種健康診査やがん検診の受診勧奨を行う。 ・検診の結果、要精密検査になった方に対して受療勧奨を行う。	子育て健康課
			47	スポーツの振興・普及	町民の健康増進のために、町民の誰もが運動・スポーツに触れ、親しむ機会を創出し、あらゆる世代が運動・スポーツに参画する気運醸成に努めます。	・あらゆる世代がスポーツに親しむ機会を創出するため、引き続き各種体育団体及び総合型地域スポーツクラブへの支援を継続する。	生涯学習課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	8 生涯を通じた健康支援	（2）性と生殖に関する健康支援の充実	48	母子保健対策の充実	安心して出産・子育てができるよう関係機関と連携を強化し、母子の健康づくりのため健康診査や健康相談等サービスの充実を図ります。また、妊婦健診、産婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、子育て支援事業など母子保健対策の一層の充実を図ります。	・産婦人科医等の関係職種、県医師会等の関係機関と連携をとりながら、母子の健康づくりに関する支援を行う。 ・妊娠から出産、育児に関して、途切れのない支援を目指して四日市医師会等の関係機関との連携を強化する。	子育て健康課
			49	不育治療費の補助	不育治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用を補助します。	・不育治療に要する費用の助成を行うとともに、不育症に関する知識の普及、申請窓口等情報提供を行う。	子育て健康課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			50	性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する学習機会の提供	男女が互いの身体的特性を十分に理解し、人権を尊重し合えるよう、性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の認識を深める学習機会の提供やホームページへの掲載等による情報提供に努めます。	・県やフレンテみえによる事業のチラシの配置や、ホームページにて情報提供などを行う。	広報・町史編さん課
			51	性感染症対策や性教育の推進	性感染症や望まない妊娠を予防するために児童生徒の発達段階に応じた性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。	・中学校において、性感染症や望まない妊娠を予防するために、生徒の発達段階に応じた性教育を推進する。 ・子宮頸がん予防ワクチンに関する知識の普及や接種勧奨を行う。	教育課 子育て健康課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	9 複合的に困難を抱える人への支援	(1) 自立のための支援	52	高齢者に対する支援	高齢者の生きがいづくりを支援するため、地域社会と交流できる場、地域や社会を構成する一員として社会貢献できる場の提供に努めます。	・一般介護予防事業として従前より地域交流の場を設定しており、いままでの交流の場に参加しづらいと感じていた男性向けの料理教室など、新たな取り組みを実施する。	保険福祉課
			53	特別な支援を必要とする子どもたちに対する支援	特別な支援を必要とする子どもたちを対象として、理学療法士・作業療法士・臨床心理士による巡回やその家庭に対する保健指導・相談支援の充実を図ります。	・小中学校等の関係機関と連携をとりながら、自立支援制度や放課後デイサービスに関する情報提供を行う。	子育て健康課
			54	障がいのある方に対する支援	障がい者が地域で自立した生活ができるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービス体制の確保、相談支援体制、権利擁護事業の充実を図ります。また、障がい者の自立を促進するため、特別支援学校、就労を相談・支援する関係機関と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。	・令和4年度から四日市障害保健福祉圏にて相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所向けに補助金の交付を行う。	保険福祉課

基本目標	施策の方向	具体的施策	施策番号	事業名	内容	①令和4年度の取り組み方向	課名
			55	生活困窮者に対する支援	相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、関係機関が実施する相談支援事業と連携を図ります。	・引き続き、相談対応により状況の聞き取りを行い、その困窮程度に応じた適切な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援法に基づき、北勢福祉事務所等の関係機関が実施する相談支援事業と連携を図る。	保険福祉課
			56	ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭の保護者と子どもが安心して暮らしていけるよう、経済的な負担を軽減するため医療費の助成を継続して行います。また、さまざまなニーズに対応するため、関係機関と連携を図り情報提供、相談支援の充実を図ります。	・北勢福祉事務所等の関係機関と連携をとりながら、貸付制度などに関する情報提供や就労相談支援の充実を図る。	子育て健康課
Ⅲ 誰もが安全・安心して暮らせる環境の実現	9 複合的に困難を抱える人への支援	(2) 多様な主体が能力を発揮できる環境の整備	57	ダイバーシティ社会の推進	性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、全ての町民が多様性を認め合い、自由で対等に交流できるようダイバーシティ社会に向けた気運の醸成を図ります。	・関係団体（アイリスあさひ）と連携し、多様性についての講座の検討や啓発活動を行う。 ・町民向け人権啓発番組の作成の際にLGBTQ+などの内容を検討する。 ・三泗地区において「日本語学習支援体制づくり連絡会議」の開催が予定されており、情報交換等を行う。	広報・町史編さん課 保険福祉課 生涯学習課
			58	パートナーシップ制度の導入	LGBTなど性的マイノリティの人たちのパートナー関係を尊重するためにパートナーシップ制度の導入を検討します。	・令和3年9月に三重県パートナーシップ条例が施行されたため、県と情報交換を行い、町としては周知啓発を行う。	保険福祉課 広報・町史編さん課